

令和4年4月7日

主要公共施設の利用条件・制限について（令和4年4月11日から）

施設の利用に当たっては、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、現在、次の利用条件・制限が付されていますので確認してください。

また、各課において、施設を使用し行事等を開催する際には、遵守するとともに、住民や各種団体から問い合わせがあった場合には、情報提供してください。

なお、利用条件・制限については、今後の感染状況を考慮しながら随時変更していきます。

詳細については、施設を所管する担当課等へ確認してください。

○各施設に共通する利用条件・制限について

- ・人ととの距離を確保します。（できるだけ2mを目安に）
- ・施設における感染防止のため、利用に制限があります。（時間・人数等）
- ・施設内の椅子の配置の工夫や数量の制限を行うなど、人ととの間隔を空けます。
- ・入口及び施設内における手指の消毒又は除菌を行います。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気を徹底します。
- ・利用者の事前健康チェック等を促します。
- ・以下の場合には、入場制限を行います。
 - ア 利用者に症状（発熱、息苦しさ、だるさ、咳又は咽頭痛など）がある場合
 - イ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している地域への訪問歴がある場合
- ・個人情報の取扱いに留意したうえで、利用者に感染が確認された場合に備えて、入場者の確認に努めます。（利用者は、名簿の作成を行うこと。）
- ・貸出する備品については、十分な消毒又は除菌を行います。
- ・利用者相互の混雑を避け、大声での会話等の自粛を促します。

○各施設での利用条件・制限について

各施設の利用特性に応じて別紙のとおりとしていますので、確認、遵守願います。

○各施設での利用条件・制限について【令和4年4月11日以降】

施設名	現 行 の 対 策	令和4年4月11日以降の対策	所管課
農村環境改善センター 瑞穂館 浅水活性化センター 倉石コミュニティセンター 倉石温泉交流ホール	<p>○令和4年1月24日から同年4月10日までの間、原則利用休止とする。ただし、町長が認めるものに限り、従来の感染防止対策を徹底し使用するものとする。</p> <p>○行政サービス等で必要な事業は、以下の感染防止対策に加え、利用者等を特定できるように実施する。</p> <p>○既予約分は、利用者側において中止・延期等の見直しが困難な場合は、以下の感染防止対策に加え、利用者等を特定できるように実施する。 (感染防止対策は、現行の対策に準ずる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部屋の利用者数は概ね収容人数の5割以内とする。 互いに手を伸ばして届く距離での会話などは控えるなど(できるだけ2m(最低1m))、身体的距離を確保する。 同意書を提出すること。 	総務課 (川内支所) (浅田支所) (倉石支所)
五戸町立公民館	<p>○令和4年1月24日から同年4月10日までの間、原則利用休止とする。ただし、教育長が認めるものに限り、従来の感染防止対策を徹底し使用するものとする。 (感染防止対策は、現行の対策に準ずる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部屋の利用者数は収容人数の概ね5割以内とする。 ※大ホールは、1席毎に間隔を空ける。 各部屋の換気は毎時2回、30分に数分行う。 身体的距離の確保(できるだけ2m(最低1m))空ける。 若しくは、2人掛けテーブルの場合は1人のみ利用、円卓は左右それぞれ1席空けて利用する。 マスクの着用を義務付ける。(体育館利用者は除く) 開始、終了後の手洗いを徹底する。 利用者の代表は利用者の連絡先を把握する。 施設使用条件についての同意書を提出する。 	教育課 (公民館)

五戸町図書館	<p>○令和4年1月24日から同年4月10日までの間、原則利用休止とする。ただし、本の貸出しに限り、従来の感染防止対策を徹底し以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出日時：火～金曜日 10時～18時（月曜日不可） 土日祝日 9時～17時 ・貸出冊数：1人7冊まで ・貸出期間：21日間 ・入館制限：10人まで ・滞在時間：1人30分以内 (感染防止対策は、現行の対策に準ずる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：火～金曜日 10時～19時（月曜日休館） 土日祝日 9時～17時 ・貸出冊数：1人7冊まで ・貸出期間：14日間 ・畳コーナー、木村ホール、展望タワー、五戸代官所は利用不可。 ・座席数は従来の半分以下にし、閲覧室の机にはアクリル板を設置。 ・図書館入口付近に消毒液を設置し、手指の消毒をしてもらう。 ・館内は定期的に換気を行う。 ・ブックポスト投かん口・エレベーターのスイッチ及び階段の手すりは定期的に消毒を行う。 	教育課 (図書館)
--------	---	--	--------------

スポーツ振興公社管理施設 (ひばり野公園・地蔵尊・五戸ドーム・ひばり野スポーツ交流センター・倉石スポーツセンター・小渡平公園)	○令和4年1月24日から同年4月10までの間、原則利用休止とする。ただし、教育長が認めるものに限り、従来の感染防止対策を徹底し使用するものとする。 (感染防止対策は、現行の対策に準ずる。)	各施設とともに、利用者にはマスクの着用、手洗や消毒などの感染予防を行ってもらうほか、職員がドアノブ、手すりなど手を触れる場所の消毒を定期的に行う。 その他の利用条件は以下のとおり 1 個人及び団体共に別紙「新型コロナウイルス感染防止対策に関する施設使用条件についての同意書」を提出すること 2 小中学生の利用については町教育委員会の指針に従い、高校生については県教育委員会の指針に従うこと 3 施設の開放時間帯については通常どおりとするが、屋内施設については利用者に1時間おきに換気を行う。五戸ドーム内のトレーニングルームは、午前の部、午後の部、夕方の部の3部制としており、12時から13時、16時から16時30分、20時30分から21時までは除菌作業を行うため利用できない。スポーツ交流センターの宿泊については、定員の概ね2／3に利用者数を制限している。 4 公園は巡回等を行い、公園利用者に飲食などで長時間滞在は遠慮していただくよう協力を呼び掛ける。	教育課 (スポ公)
ごのへ郷土館	○令和4年1月24日から同年4月10までの間、原則利用休止とする。ただし、教育長が認めるものに限り、従来の感染防止対策を徹底し使用するものとする。 (感染防止対策は、現行の対策に準ずる。)	他施設同様の感染防止対策を行い、利用可能とする。	教育課 (管理運営委員会)
学校施設(体育館)	○令和4年2月8日から同年4月10までの間、原則利用休止とする。 (感染防止対策は、現行の対策に準ずる。)	他施設同様の感染防止対策を行い、利用可能とする。	教育課 (社会教育班)